外国法人等	議決権の総数の1000分の１以上を占める者												
	議決権の総数の1000分の１未満を占める者の合計（計　者）(J)												
外資系日本法人	議決権の総数の10分の１以上を占める者												
合　計													

（注１）　外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、第62条第４項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。

（注２）　(A)の欄は、イの（注５）に準じて記載すること。

（注３）　(B)から(E)までの欄は、(ア)の（注５）から（注８）までに準じて記載すること。

（注４）　(F)及び(G)の欄は、次の場合に記載すること。

(ア)　申請者の議決権の総数の10分の１以上を占める外資系日本法人について、当該外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の１以上の議決権を有する場合。なお、当該外資系日本法人に対して10分の１以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。

(イ)　一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の１未満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の１以上となる場合。

（注５）　(I)の欄は、(E)の比率に(G)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

(ア)　(G)の比率が２分の１を超える場合は、(E)の比率に(G)の比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。